

函館市地域学校協働活動推進事業地域コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する地域コーディネーターに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 地域コーディネーターは、函館市立の幼稚園、小学校、中学校および高等学校（以下「学校」という。）や地域の現状を理解し、学校の教育活動向上に意欲がある者のうちから、委員会が委嘱する。

(活動内容)

第3条 地域コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校の関係者、地域ボランティアとの連絡および調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 活動内容の発信および周知に関すること。
- (5) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承認)

第4条 地域コーディネーターは、第2条の規定により委嘱される場合、承諾書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理および活動記録の作成)

第5条 地域コーディネーターは、活動状況を報告するため、地域コーディネーター実績報告書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

(身分証)

第6条 委員会は、第2条の規定により委嘱した地域コーディネーターに対し、身分証（第3号様式）を交付する。

2 地域コーディネーターは、活動に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(報酬)

第7条 地域コーディネーターの活動は、無報酬とする。

(任期)

第8条 地域コーディネーターの任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第9条 地域コーディネーターは、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、14日前までに委員会に申し出なければならない。

(委嘱の解除)

第10条 委員会は、地域コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 地域コーディネーターの活動を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、またはこれに堪えられない場合
- (3) 地域コーディネーター活動の実績が良くない場合
- (4) 地域コーディネーターとしてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第11条 地域コーディネーターは教育委員会または学校の許可があった場合を除き、その活動上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、地域コーディネーターの委嘱期間終了後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、函館市教育委員会学校教育政策推進室学校再編・地域連携課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

【様式第1号】

函館市地域学校協働活動推進事業
地域コーディネーター承諾書

私は、下記事項を了承し、函館市地域学校協働活動推進事業地域コーディネーターとなることを承諾します。

記

- 1 期 間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 配 置 校 函館市立 学校
- 3 報 酬 無報酬とする。

年 月 日

函館市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

【様式第2号】

年度 函館市地域学校協働活動推進事業

地域コーディネーター実績報告書（ 月分）

学校名		地域コーディネーター 氏名	
-----	--	------------------	--

活動日	曜日	活 動 内 容	活動時間 (24 時間表記)		本人印	校長印
			～			
			時間数	時間		
			～			
			時間数	時間		
			～			
			時間数	時間		
			～			
			時間数	時間		
			～			
			時間数	時間		
			～			
			時間数	時間		
			～			
			時間数	時間		
活動時間（合計）			時間			

※ 翌月15日までに、函館市教育委員会へ提出するものとする。

第 号

身分証明書

所属学校名：

氏 名：

生 年 月 日：

上記の者は、本市の地域学校協働活動推進事業地域コーディネーターであることを証明する。

任 期 年 月 日

年 月 日

年 月 日

函館市教育委員会 印